

平成 30 年 7 月 10 日

第 7 回

議 事 録

小国町農業委員会

平成30年第7回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年7月10日(火)午後1時30分から

2. 開催場所 小国町役場 2階 中央会議室

3. 出席委員(8名)

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1 番	宮崎 博美
委 員	2 番	石松 雄平
	3 番	梅木 美代
	4 番	佐藤 仲子
	5 番	穴井 千年
	6 番	佐藤 博義
	7 番	安武 聖

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地所有適格法人報告書について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 弘雄

事務局職員 波多野 裕

7. 会議の概要

事務局 長 ただ今から、平成30年第7回小国町農業委員会を開催いたします。出席委員は8名で、総会は成立しております。
それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、6番 佐藤 博義委員、2番 石松 雄平委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議 長 つづいて、日程第2 報告第1号「農地所有適格法人報告書について」を、事務局より報告をお願いします。

事務局 長 はい、それでは着座で説明させていただきます。議案集をお開き下さい。1ページ目になります。右上の方に報告第1号という事で、議決要件ではございませんが、総会の報告案件となっております。農地所有適格法人報告書という事で、小国町農業委員会会長宛に農事組合法人、以下の法人からの報告が出ております。経営面積は、畑で5.3haです。法人形態としては、農事組合法人で、事業の種類としては1ページ目の一番下にありますような、大根、甘藷、落花生、ごぼうとなっております。詳しくは、別紙の方を見て頂きたいと思っております。別紙を開けてもらって資料を見て頂きたいと思っておりますが、めくって裏面の2ページの方に、特に2ページ目が売上高の3年間の報告を記す事になっております。3年前、2年前、1年前という事でございます。それから、農業の構成員、全て

の状況としては、こちらに書いてある通りでございます。最後に定款の方が付けてありますが、以上で法人の報告を終わりたいと思います。

議 長 ただいまの事務局からの報告について何か質問はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 ないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 次に、日程第3 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、関連で、日程第4 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 長 それでは、議案の方は、議案第1号と第2号が関連でございますので、まとめて説明させていただきます。まず、議案集の2ページをお開き下さい。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成30年7月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。議案第1号、番号1です。土地は下城、田ノ尻、番地が〇〇、1筆、畑です。農振農用地内です。面積が3,258㎡、権利の種別としては農地法3条による有償移転でございます。譲り渡し人、以下の通りでございます。それから、譲り受け人以下の通りでございます。備考の欄が反当りの価格でございます。それから、議案第2号の方を続けて説明致します。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条第1項の規定により下記農地の申請があったので意見を求める。平成30年7月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明。議案第2号、番号1、土地の所在は同じでございます。面積の部分が3,258㎡のうち、5条の転用は24㎡となっております。譲り渡し人、譲り受け人以下の通りでございます。転用の目的が営農型発電設備になります。転用の理由としましては、営農（椎茸の原木栽培）を継

続しながら、支柱を立てて、その上部空間に太陽光発電設備を設置するためという事でございます。備考の欄に一時転用となります。営農型発電設備であるため、県機関へ意見を求める案件であり、常設審議会で説明が必要という事で7月20日が開催予定とされています。詳しくは別紙の資料を見て頂きたいと思います。まず、3条の許可申請書の写しが別紙の17ページにございます。譲り渡し人、譲り受け人の譲り渡し人については、相互の話し合いによって、有償移転という事でございます。19ページに農作物、農機具の状況、当該農地までは1kmで5分となっております、20ページが譲り受け人の家族構成でございます。それから、下限面積についてはここに書いてある通りでございます、条件はクリア出来ていまして、あと、22、23が農地取得後の周辺地域との関係、それから役割分担でございます。3条の土地の情報としましては、登記簿謄本の写しが24ページに付けています。ご主人が亡くなられたという事もあって、登記簿の履歴の中で最終的に平成21年から今度は平成29年9月に、昨年、相続で名義が変わって奥さんの名前になっています。それから、場所については26ページに地籍の地図があります。あと、もう少し詳しい資料を別途で説明したいと思います。27ページが現場の確認です。今のが3条の所有権移転です。3条は農業委員会の許可になります。

それから次説明するのは5条ですので、県知事とかになります、資料は29ページからになります。ここに書いてありますように29ページの5条の転用面積はですね、営農の支柱の面積が、直接の関係という事で24㎡になります。土地の情報は一緒ですので、事業計画書を見て頂きたいと思います。32ページです。ここに土地の選定理由・事業の目的及び必要性が書いてあります。少し読みます。

営農型太陽光発電設備を設置したく申請します。私は自己所有の土地において、太陽光発電設備を設置し太陽光発電を行っております。自己利用や売電等、大変有益な事業と実感しております。

新たに太陽光発電設備を数か所設置する計画で土地の検討を重ねていたところ、前所有者の〇〇さんから、病気をして農地の維持管理が困難であり後継者もいないため、南向きのこの土地を発電用に購入してほしいとの相談を受け、付近の

農地にも影響が少ないことから、この土地で発電設備設置をすることにしました。

発電設備設置の準備を進めていく中で、この土地が農用地区域内の農地であることが判明したため、営農（椎茸の原木栽培）をしながら、農地に支柱をたててその上部空間に太陽光発電設備を設置する営農型発電設備とします。椎茸の原木栽培は自己の農地で長年行っておりますし、椎茸は直射日光を避ける必要があるため、太陽光パネルの下の日陰で栽培するには適した作物です。発電設備により収穫量にもさほど影響はなく、営農には支障がないと考えます。という事でございます。

それから申請地については、先程も言いましたけれども、支柱面積が 24 m²、太陽光パネルが 243 枚、402 m²になります。給排水の計画については、給水も雨水、汚水、雨水等は自然浸透により、側溝に流すという事になっています。被害防除計画という事で、万一の場合は、当方の責任を持って対処します。という事で資金計画の欄に撤去費も積算しております、4,903,200 円、設置費が 14,298,336 円という事で計画が上がっております、資金関係、資力の確認につきましては、右側に書いてある通りでございます。排水の関係で、隣接地の土地の所有者として同意書が 33 ページに出ております。後次も同意書でございます。35 ページはですね、地籍が終わっているものですから、農地ナビという全国どこでも見られるシステムが活用出来まして、番地を検索するとこの赤い印が付いている所が該当地区になります。それからめくって頂いて、36 ページが字図、現場の様子はですね、39 ページ辺りからアップで、ちょっと色が茶色くなっているのはカラー印刷の関係であって、実際にはこれは緑色です。こういった状況でございまして、近くに送電する電柱があって、電線の写真もあります。パネルの置く平面図が 41、42、これは支柱の面積を算出するのに必要でございますので付けて頂いています。

それから、パネルのいつものように一面図・断面図を頂いております。平面図としては 45 ページ、ここにパネルの置く位置が分かると思いますが、45 ページの平面図で言えば、ちょうど土地の台形みたいな形の中に、真ん中にパネルが 4 列並んでおりますけど、実態としましては右側の三角の部分は、ほとんど傾斜が付いた非農地化した場所になっておりまして、

パネルのはれる場所はこの真ん中からちょうど正面の横の部分くらいしかパネルは置けません。めくって頂いて46ページがそのシステムの見積もりです。ソーラーシステムの見積書です。47ページが撤去費用の見積書です。資力の確認として48ページ、残高証明書、それから金融機関の残高通知が49ページ、パネルのカタログとして50と51が付けてありますが、薄く印が蛍光ペンの51ページで言えば、一番上の定格出力5.5kwこれがパワコンです。あと、大事な国の経産省の許可がどういう風に出ているかという事の裏付けとして52ページに九州経済産業局から設備認定通知書というものが出ていまして、その写しを52ページに付けております。

それから今度は九州電力とのつなぎ込の部分も大事でございまして、その負担金の部分が請求書という形で通知が来ているのが53ページですね。営農型の場合はどうしても他に探してもここしかなかったという代替性検討表というものを付けなければいけません。それが54ページです。54ページに代替検討表を付けておりまして、4か所ぐらいあつた結果、最終的には周辺農地への影響、持ち主との交渉、総合的な判断をしてここに決めたという代替検討表が54ページに付けておりましてその位置図が小さいですけど、55ページに検討した場所が、No.1、No.2、No.3と付けてあります。営農型でございまして、これまで委員さんの皆さんには上田とか黒淵とか大型案件ありましたけれども、同じように57ページからが営農計画書の添付になります。今回の場合は、直下パネル下が402㎡になりますけれども、そのうち支柱面積を除くと378㎡がパネル下で農業をする面積になります。

58ページは、栽培のスケジュールと所有する農業機械、農作業する方の従事者の名簿が58ページの一番下です。59ページが椎茸栽培の生育に適した条件という事でここに書いてあります。先程、読み上げたような状況でございまして。

支柱の方は、高さが2.0mという事で営農型の基準となっているおおむね2mの高さの確保というのは条件になっていますが、クリア出来ております。農作業を効率的に使えるスペースがあるかという事については、横と横の幅が約3m通路が確保されているという事でこれも条件をクリアしています。あと、下部の農地の単収については、原木椎茸という事で以下の通りの数値が入っていますが、別紙参照として、60ページ

に〇〇株式会社の知見を有する者の意見という事で、単収見込みの背景がここに記されております。第 1 年目の地域の平均的な単収は、ここに書いてある通りでございます。営農型の場合、必要として断面図です。椎茸栽培のどうやって、パネルの下でするかというのが 61 ページの断面図と 62 ページは山林です。通常、椎茸は、山林の中で収穫しているのは皆さんご存知の通り、こういった形で、椎茸を栽培しているという風景の参考の資料と現地確認の現場の資料が 63 ページです。裏面の 64 ページも同じ場所です。現地確認の方が 65 ページにあります。

総会用案件説明という資料が、ほぼほぼ 8 割がた、県で説明する資料でございます。それをちょっと、皆さん方にもこんな感じで県には説明していますという事で、これは完全じゃないですけど、一応今の所こんな感じで予定しています。これも説明としてはあった方がいいかなあと思うのでこの場で熊本県で説明する場合の資料を 8 割がた引用して説明させてもらいます。

転用者・転用目的の説明。転用者は個人で、小国町大字下城の農地 3,258 m²を取得して、営農型発電事業のソーラーに転用する案件です。図面の説明という事でめくって頂いて、4 ページ、申請地は赤色の着色部分です。黄色で着色した小国町役場から北に約 7 km に位置し、国道 212 号線から約 3.5 km、広域農道からは約 500m に位置する場所で、標高 700m 程度の農地（畑）です。申請周辺地域の状況を示した図面を添付しております。図面は 5 ページの事です。カラー写真、航空から見た図面ですけど、広域農道（ファームロード）から約 500m 離れた農地（畑）で、農地の広がりとしては約 1.8ha の農地がありまして、その一番下に位置する農業振興地域整備計画においては、農用地区域として定められた農地でございます。

それから、土地利用計画の内容としましては、当該申請地は、標高 700m に位置する小国町でも標高の高い場所です。近年は、労働力もなく、ここ数年、不作付地となった状態があります。今回、5 条による譲り受け人は、本町では、大規模な専業農家で畜産（酪農）・米・椎茸を経営しており、後継者は担い手農家でもあります。この農地を取得し、パネルを 243 枚設置して、50kw の発電を計画しております。支柱高は 1.8 から 2.0m で、直下面積は 402 m²で遮光率は、42%から 58%で

す。パネル下では、むしろ日陰を好む原木椎茸栽培を計画しております。森林法による許可は、該当ありません。河川協議も同じく、該当ありません。小国町のまちづくり条例の協議状況についても、該当なしです。この部分については簡単に言いますと、山の場合、1ha以上の開発が森林法の適用が必要でございます。それからまちづくり条例については、1000㎡以上となっており、まちづくり条例の協議事案となっていて今回ここには該当しておりません。

それからその他として、7月20日に常設審議会で審議予定という事でございます。

次に2ページ目ですけど、今日の農業委員会の総会後に正式に農業委員会として、この案件を県知事に出す時の農業委員会の意見です。それをこちらで事前にこんな感じだという事で作っています。

農業委員会の意見としては、申請地は、町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域とされた区域内の農地である。転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていること。遅滞なく申請地を申請に係る用途に供する見込みが確実であること。地形的には、山頂部の広大な原野と草地が広がり、周辺は森林化しており、営農の周辺への支障はないこと。転用の妨げとなる権利を有する者の同意書もあること。以上のことから、総合的に見て、本許可申請については、許可相当と判断しております。ここからがちょっと補足というか、審議しなければいけない所ですが、平成30年5月15日付け、国の通達による更新期間10年に該当するものと判断します。主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営に該当するものである。3ページに別表と付けておりますが、国の方が営農型については、5月15日付けで通達を出してございまして、これまで上田の件もそうでした。黒淵の件もそうでした。3年の更新でございます。1回3年で許可が一回取り消しになって1から全て許可を取り直さなきゃいけないというのがこれまででしたけど、今回熊本県でもしかしたらこの案件が第1号になるかもしれません。この10年でもいいですよという事のどれかにひっかかれば、今回もし許可がうまくとれればその後は10年間の転用許可期間が増え

る事になるかもしれません。そのなるかもしれない部分はまだちょっと確定が出来てなくて、事前に県とやり取りしていますけど、まだ分かりません。具体的に言いますとここに書いてあります、(1) 期間が右側に 10 年以内、そして一番下に 3 年以内という欄がありますけども、この 10 年に変わる場合の条件としまして、担い手が、自ら所有する農地又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合という事で一つアが効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営）にひっかかれば、もう一つイは認定農業者の場合、ウは認定新規就農者の場合、エが将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農のこのどれかに該当すれば、農水省としてはパネルの下で農業をやられている方がするのだから、大丈夫だろうという事で 10 年間に切り替えるという事を打ち出していますので、今回の案件の方については、息子さんは認定農業者ですし、当事者もしっかりとした農業をやってモデルとなる規模の方でございますので、うちとしてはこれを 10 年で 1 回県に上げようかなあというつもりではございます。その理由としては、先程読み上げた 2 ページの理由ですね。具体的にそれを証明するものは、資料はどれを付けなければいけないかを県に聞いているのですが、まだそのこと自体が事例のないことなので県も指導が出来ていないという事で、今相談中でございます。当事者には 3 年が原則、今までの例ですけど、もしかしたら今度は 10 年でのつかる事ができるかもしれませんという事で今、協議中という事で明後日、県の方に現地確認に行く予定でございます。後、5 ページに先程言った航空写真で周辺が一番これが分かりやすいと思うんですけど、この赤の線で細長く、くくっていますけど、実際の現場はこの一番下の右のここだけです。この部分だけです。後のここからここまでは、のりが 5m~10m ある段差で 6 枚~7 枚くらいあります。かなり高低差があります。ここからここまで、30m 以上の高低差があります。一応、県に説明する場合はこうやって、周りが森林化している県からいろんな質問が来るものですから、その土地の状況が分かりづらいので、こういった資料で県では説明をしております。長くなりました。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、下城地区担当の宮崎委員から報告をお願いします。

1 番 4月2日の日に、事務局と局長、また松岡会長と4人で現地立ち会いに行きました。今、局長の方から詳しい説明はあった通りで、3条の方もこれ両方とも同級生です。後は5条の方で営農型の対応、発電の問題にひっかかっております。電線もすぐそばに来てからとってもいい所ですし、このような土地を活用する事はいい事じゃないかと思えます。皆さんの審議の程よろしくをお願いします。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

7 番 発電計画が50kwとなっておりますが、売電価格というのは分かるのですか。

事務局 長 この説明をまだしてなかったのですが、この資料があるんですよ。インターネットの画面みたいなもので67～72までの、これが今、安武委員から質問があった計算書の単価とかがこれで定価が分かるんですけど、みなし認定という事でまた改めて許可の取直しとかもされているんですね。その証拠書類というのがここにあります。今言われたように最初の認定申請は2014年です。売電価格については、みなし認定の手続きが終わった72ページの一番後ろの九州電力が買い取り先で、kw32円です。

議 長 それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は提案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。なお、第1号議案については、第2号議案の県の許可の日付に合わせて、3条許可を行います。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第7回総会を閉会致します。

平成30年第7回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

6 番

2 番